

材料リサイクル優先の判断基準について

平成21年12月10日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部
(改定日：平成21年12月10日)

中環審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会・産構審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同取りまとめをふまえ、平成20年度より、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り材料リサイクル手法を優先的に取り扱うこととなりました。平成22年度は、下記記載方法で優先量を決定します。

1. 材料リサイクル手法優先の品質基準 (PE・PP 混合品、PE または PP)

- (1) 塩素分 : 0.30 % 以下
- (2) 主成分 : 90.0 % 以上
- (3) 水分 : ペレット・減容品 ; 1.0% 以下、 フレーク・フラフ ; 3.0% 以下

2. 平成21年度契約事業者の再商品化製品品質測定

下記により再商品化製品 (PE・PP 混合品、PE または PP) の品質測定を行った。

(1) 塩素分、主成分の品質測定対象試料

第1回：平成21年4月以降に協会が再生処理事業者より直接サンプリングした試料 (全事業者)

第2回：協会が必要と判断し、協会が再生処理事業者より直接サンプリングした試料 (一部事業者)

(2) 塩素分、主成分の測定： 協会が測定機関に依頼して実施 (全試料同一機関にて測定)

(3) 水分の測定

7月及び8月に各事業者が出荷時の水分を測定し、月報に記載して協会へ報告。

各月内のデータを平均してその月の水分とする。

3. 測定結果の優先判断基準

塩素分、主成分、水分それぞれが基準値に全て合格していること

塩素分、主成分：第1回が基準値に合格していること

第2回を実施した場合は、第2回が基準値に合格していること

水分 : 7月と8月の平均値が基準値に合格していること

注1) 工場内に複数のラインがある場合または製品種類が複数ある場合は、ライン毎、製品毎に塩素分、主成分を測定しライン毎、製品毎に判断

製品形状が2種類以上存在し製造量がほぼ同じ場合は両方測定し両方が合格することが優先の条件

注2) データの扱い

塩素分：%の小数点以下3桁目を四捨五入、少数点以下2桁で表示

主成分：%の小数点以下2桁目を四捨五入、少数点以下1桁で表示

水分：%の小数点以下2桁目を四捨五入、少数点以下1桁で表示

4. 優先落札可能量の計算

(1) 平成 21 年度契約事業者の契約施設

再商品化製品の品質測定結果により判定する。

合格施設 : 優先落札可能量＝落札可能量

但し、施設内に複数のライン、製品種類がある場合はライン毎、製品種類毎に合格、不合格を判定し、優先落札可能量を決定する

不合格施設 : 優先落札可能量はゼロ

(2) 上記以外の事業者、再生処理施設

平成 22 年度登録申請書類の品質基準が優先基準を満していることを条件に下記割合で優先落札可能量を決定する。

4. (1) 以外の事業者、再生処理施設 : 優先落札可能量＝落札可能量×0.5

尚、上記“優先落札可能量”は、優先A札で入札するものとする（優先B札なし）。

上記優先量として落札し、平成 22 年度契約事業者となった場合は、平成 21 年度に協会が行う品質測定結果が不合格となった時には、優先落札可能量として落札した量は契約解除となる。

5. 優先決定に係る公正性の確保

「特別監査人」（弁護士）を依頼し、以下の監査を実施した。

- ① 試験機関から測定に関する試験完了報告書が発行されていること。
- ② 各測定値の平均が公正に得られていること。
- ③ 優先／非優先が、上記①②に基づき公正に判定されていること。

6. データの公表

個別事業者の測定データは、入札選定結果通知を目途に協会ホームページにて公表する。

以上